欧州連合（EU）、外国訴訟差止命令に関するWTO紛争解決手続きのパネル報告書の公表及び欧州連合による控訴

２０２５年５月１２日
JETROﾃﾞｭｯｾﾙﾄﾞﾙﾌ事務所

欧州連合（EU）は、2025年4月22日、中国のanti-suit injunctions（外国訴訟差止命令）に関しての WTO 紛争解決手続きのパネル報告書の内容に不服として控訴した。パネル報告書の内容は、2025年4月24日に控訴の内容と合わせて公開された。

１．紛争の経緯

中国の裁判所は、2020年8月以降、標準必須特許（SEP）を巡る訴訟において、実質的に同一の紛争に関して当事者が他国の裁判所で訴訟を開始または継続することを禁止する外国訴訟差止命令の判決を下した。

EUは、2022年2月18日、中国の裁判所による外国訴訟差止命令について、欧州のハイテク企業が権利行使において重大に不利な状況に置かれるものであるとともに、中国の製造業者がより安く又はただで欧州の技術にアクセスする利益を得るものであり、このような行為は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）及び中国の WTO への加入議定書に反するものであるとして、WTOに紛争解決手続の申立てを行った。

一審に当たる小委員会（パネル）は、2025年2月21日に訴訟関係者にパネル報告書を開示し、EUの控訴の意向とともに、2025年4月24日にパネル報告書を公表した。

２．パネル報告書の結論

（１）TRIPS 協定第1条、第28条、第44条、第41条について

次の概要のように、EUの証明が不十分であると判断した（段落8.2）。

ア．TRIPS 協定第1条(1)の第1文について【義務及び性質】

TRIPS 協定第1条(1)の第1文は、協定の規定を実施することを求めている（段落7.222）。EU の主張は、信義誠実の原則という観点から主張を展開しているが、信義誠実の原則は、特定の条文の通常の意味を超える義務又は要求事項を含めるような解釈を行う解釈の原則ではない（段落7.224, 7.226）。当該第1文には、TRIPS 協定の実施に関連する追加的な義務を含んでいると結論付ける根拠はない（段落7.231）。

イ．TRIPS 協定第28条(1)について【排他的権利】

排他的権利について規定したTRIPS 協定第28条(1)は、加盟国の領域での権利を規定するものであり、他の加盟国における特許権者の権利を規定するものではない（段落7.240）。EU は他の加盟国において特許権を行使する能力に焦点を当てているため、加盟国の領域での権利について証明していない。また、知的財産権の執行に関する問題は TRIPS 協定の第3部「知的所有権の行使」で扱われている（段落7.242）。

ウ．TRIPS 協定第 28 条(2)について【譲渡、移転、実施許諾契約】

TRIPS 協定第 1 条(1)の第 1 文が、自国の法制度において実施することを求めていることから、TRIPS 協定第 28 条(2)の譲渡、移転、実施許諾契約の権利も自国の法制度の範囲内についての規定である（段落 7.247）。上記（１）の議論のように、TRIPS 協定第 1 条(1)の第 1 文には、実施についての追加的な義務が含まれていないことから、TRIPS 協定第 28 条(2)で判断される事項は、中国がライセンス契約を締結する権利を権利者に提供しているか否かという点になる（段落 7.248）。外国訴訟差止命令は、ライセンス契約を締結する権利を前提としており、外国訴訟差止命令の請求はその権利を否定するものではない。したがって、中国において、ライセンス契約を締結する権利が失われているという示唆は無く（段落 7.251）、EU は、TRIPS 協定第 28 条(2)への違反を証明できていない（段落 7.252）。

エ．TRIPS 協定第 44 条(1)【差止命令】

上記（１）の議論のように、TRIPS 協定第 1 条(1)の第 1 文には、実施についての追加的な義務が含まれていないことから、EU が主張するような、第 44 条(1)には、他の加盟国の司法当局の行為を阻止することを差し控えるように求めているといった点は、法的根拠として見当たらない。したがって、EU は主張を立証できていない（段落 7.260-7.261）。

オ．TRIPS 協定第 41 条(1)【知的所有権の行使/一般的義務】

TRIPS 協定第 41 条(1)は、対象となる手続きをこの部（第 3 部）に限定している（段落 7.284）。第 3 部が権利行使の対象としているものは、被疑侵害者であって、権利者ではない（段落 7.292）。また、TRIPS 協定第 41 条(1)の第 2 文では、濫用について規定されているが、これも第 1 文に基づき権利者に提供された手続きでの濫用を意味する（段落 7.299）。

そして、外国訴訟差止命令については、権利者ではなく実施者が提起するものであるとともに、侵害についての争いではない（段落 7.308）。

したがって、外国訴訟差止命令は、TRIPS 協定第 41 条(1)が対象としている手続きではなく、対象外であるため、TRIPS 協定第 41 条(1)の第 2 文が規定するような濫用の防止の義務も課されない（段落 7.309）。

（２）TRIPS 協定第 63 条について

次の概要のように、中国に違反があると判断した（段落 8.4）。

Xiaomi v. InterDigital 事件については、特許権者に対し、既に争われている他の地域での差し止め以外にも、世界のいかなる場所においても差止命令を請求又は行使すること、世界のいかなる場所の裁判所に対しても、ライセンス料率の決定やライセンス料に関する争いの訴えを提起することを禁止している。本件の再審決定でも合理性が認められていることから（段落 7.388）、一般に適用される最終的な司法判断であり、そのような判断の非公表は TRIPS 協定第 63 条第 1 項の規定に違反している（段落 7.412, 7.413）。

EU は、2021 年 7 月に情報提供を要請し（段落 7.430）、最高人民法院が示した規定の現状説明、下級裁判所への既判力、審理ガイドラインとの関係性について質問した質問Ｖへの回答を求めていた（段落 7.442）。この質問Ｖは、外国人には法的性質が不明瞭である規

定への説明を求めるものであり、TRIPS 協定第 63 条第 3 項の規定の範囲内の質問である（段落 7.443）。そして、中国が、回答する義務はないと主張し、当該情報を提供しなかった点は（段落 7.454）、TRIPS 協定第 63 条第 3 項の規定に違反している（段落 7.456）。

（３）中国の WTO 加入議定書第 2 条(A)との関係での違反の有無について

次の概要のように、EU の証明が不十分であると判断した（段落 8.5）。

ア．中国の法律、規則、その他の措置を統一的に運用しなかったとの主張（段落 7.496）

EU は、統一性の欠如の根拠となる比較対象を示していないため、主張の証明ができていない（段落 7.501, 7.502）。

イ．標準必須特許においてのみ外国訴訟差止命令が発行されていることは中国が法律、規則、その他の措置を統一的に適用していないとの主張（段落 7.503）

外国訴訟差止命令は当事者の要請に基づいてのみ発行されていることから、統一的に運用されていないことを示す証拠は、同じく外国訴訟差止命令が当事者により要請されたものでなければならない（段落 7.505）。EU は、標準必須特許以外の訴訟で外国訴訟差止命令が当事者により要請された場合の比較対象となる証拠を示していないため、主張の証明ができていない（段落 7.507）。

ウ．中国の裁判所が累積的な日額での罰金を課すことについて非統一的な行動を取ったとの主張（段落 7.516）

中国の裁判所が同様の状況において累積的な日額での罰金を課すことも示唆することも無かったことを証明する必要がある（段落 7.516）。EU から比較対象として提示されている知的財産権侵害商品の販売差し止め命令は（段落 7.517）、裁判所命令違反がもたらす結果の重大性が同程度の比較例であるかどうかを考慮できていない（段落 7.518）。比較する証拠がないため、非統一的な方法が取られたという主張の証明ができていない（段落 7.520, 7.521）

エ．知的財産紛争における保全措置は権利者によって請求されるべきものであるにもかかわらず、実施者に有利な形で認められており、法律が公平に運用又は適用されていない、との主張（段落 7.522）

中国の裁判所が実施者の要請に基づいて外国訴訟差止命令を発行したという理由だけでは中国の裁判所が不公平、偏見、又は差別的な行動を取ったことまで証明できていない（段落 7.528）。中国の裁判所が権利者からの外国訴訟差止命令を拒否したような証拠が提出されていないことから（段落 7.529）、中国の裁判所が中国の法律、規則、又はその他の措置を不公平に適用したことを証明できていない（段落 7.531）。

オ．外国訴訟差止命令の発行は予測不可能であり、罰金の額は申請者側に要求される担保の額と比較して極めて高額であり、罰金は SEP 保有者の利益に対してリスクを構成する、との主張（段落 7.532）

中国には民事訴訟法第 100 条（現在の 103 条）という既存の法的枠組みが存在しており、既存の法的枠組みを新たな事実関係に適用することが、合理的でないとはいえない（段落

7.544)。SEP 権利者に課される罰金額と外国訴訟差止命令の申請者が支払う担保額の差については、前者は裁判所の命令に遵守しない罰則の目的があり、後者は損失を補償する目的があるため、両者の目的が異なるものであるため、合理性を評価するための適切な比較対象ではない（段落 7.557)。罰金による SEP 権利者へのリスクについては、対立的な手続において、その結果が一方又は他方の利益を害する可能性があるという事実は合理性の欠如を示すものではなく（段落 7.539)、たとえ罰金が SEP 権利者の利益に極めて現実的なリスクを及ぼすとしても、中国が自国の法律、規則、その他の措置を合理的な方法で適用するという点には矛盾していない（段落 7.561)。

３．EU による控訴

EU は、上記２．（１）のパネルの判断について、結論及び関連する判断を覆すように要請している。

EU のニュースリリースによると、控訴の結果については、2025 年 7 月後半に得られる見込みである。

＜参考：TRIPS 協定＞

第 1 条　義務の性質及び範囲

(1) 加盟国は,この協定を実施する。加盟国は,この協定の規定に反さないことを条件として,この協定において要求される保護よりも広範な保護を国内法令において実施することができるが,そのような義務を負わない。加盟国は,国内の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの協定を実施するための適当な方法を決定することができる。

(2)～(3) 略

第 28 条　与えられる権利

(1) 特許は,特許権者に次の排他的権利を与える。

(a) 特許の対象が物である場合には,特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産,使用,販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利(注)

(注)

輸入を防止する権利は,物品の使用,販売,輸入その他の頒布に関してこの協定に基づいて与えられる他のすべての権利と同様に第 6 条の規定に従う。

(b) 特許の対象が方法である場合には,特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し及び当該方法により少なくとも直接的に得られた物の使用,販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利

(2) 特許権者は,また,特許を譲渡し又は承継により移転する権利及び実施許諾契約を締結する権利を有する。

第 41 条
(1) 加盟国は,この部に規定する行使手続によりこの協定が対象とする知的所有権の侵害行為に対し効果的な措置(侵害を防止するための迅速な救済措置及び追加の侵害を抑止するための救済措置を含む。)がとられることを可能にするため,当該行使手続を国内法において確保する。このような行使手続は,正当な貿易の新たな障害となることを回避し,かつ,濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。
(2)～(5) 略

第 44 条　差止命令
(1) 司法当局は,当事者に対し,知的所有権を侵害しないこと,特に知的所有権を侵害する輸入物品の管轄内の流通経路への流入を通関後直ちに防止することを命じる権限を有する。加盟国は,保護の対象であって,その取引が知的所有権の侵害を伴うことを関係者が知るか又は知ることができる合理的な理由を有することとなる前に当該関係者により取得され又は注文されたものに関しては,当該権限を与える義務を負わない。
(2) 略

第 63 条
(1) この協定が対象とする事項(知的所有権の取得可能性、範囲、取得、行使及び濫用の防止)に関し加盟国が実施する法令、最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定は、各国政府及び権利者が知ることができるような方法により当該加盟国の国語で公表し又は、公表が実際的でない場合には、公に利用可能なものとする。各加盟国の政府又は政府機関の間において有効なこの協定が対象とする事項に関する合意も公表する。
(2) 略
(3) 各加盟国は,他の加盟国からの書面による要請に応じて、(1)に規定する種類の情報を提供することができるように準備する。加盟国は、知的所有権の分野に関する特定の司法上若しくは行政上の決定又は 2 国間協定がこの協定に基づく自国の権利に影響を及ぼすと信じるに足りる理由を有する場合には、当該特定の司法上若しくは行政上の決定若しくは 2 国間協定を利用すること又はこれらの十分詳細な情報を得ることを書面により要請することができる。
(4) 略

＜参考：中国の WTO 加入議定書第 2 条(A)（仮約）＞　（段落 7.481）
中国は、物品、サービスの貿易、知的財産権の貿易関連の側面（「TRIPS 協定」）、または外国為替管理に関係し、または影響を与える、中央政府のすべての法律、規則、その他の措置、ならびに地方レベルで発布または適用される地方の規則、ルール、その他の措置（以下総称して「法律、規則、その他の措置」という）を、統一的、公平かつ合理的な方法で適用し、運用するものとする。

＜参考：中国の民事訴訟法第 100 条（現在の 103 条）（仮訳）＞（段落 2.27）
当事者の一方の行為又はその他の事由により判決の執行が困難となり、又は関係当事者の他方にその他の損害を及ぼすおそれがある場合には、人民法院は、当該他方の申立てに基づき、財産の保全を命じ、若しくは一定の行為を命じ、若しくは一定の行為を禁止することができる。当事者双方から申立てがない場合においても、人民法院が必要と認めるときは、保全措置を執るよう命じることができる。
人民法院は、保全措置を執るにあたり、申立て人に担保の提供を命じることができ、申立て人が担保を提供しないときは、申立てを却下する裁定を下さなければならない。
人民法院は、申立てを受理した後、情状が緊急であるときは、48 時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置を執るべき裁定を下したときは、直ちに執行しなければならない。

－EU による控訴やパネル報告書等は、以下参照 －
（控訴とパネル報告書）
https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/611-11_e.pdf

（WTO のニュースリリース）
https://www.wto.org/english/news_e/news25_e/disp_24apr25_e.htm

（EU のニュースリリース）
https://policy.trade.ec.europa.eu/news/eu-appeals-panel-report-wto-dispute-china-anti-suit-injunctions-2025-04-22_en

－ WTO への提訴時の欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

- 欧州連合（EU）、EU のハイテク分野を保護するため中国を WTO に提訴（2022 年 2 月 18 日）（PDF）

（以上）